

阿賀野市告示第153号

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月30日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成29年阿賀野市告示第162号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第4条第2号ただし書中「越える」を「超える」に改め、「、160万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円」を加え、同条第3号中「の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の交付は行わない。）」を「に85パーセントを乗じた額（1円未満切り捨て）とする。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）を限度とし、その額が1万2,000円を超えない場合は給付金の交付は行わない。

第8条中「訓練給付金の」を「給付金の」に改める。

第11条第2項中「訓練給付金」を「給付金」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「訓練給付金の」を「給付金の」に改める。

第14条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月30日から施行する。